

# 富岡町 新たな担い手応援事業助成金

## □ 公募要領 □



# 目 次

## 1、事業の目的・新規就農者について

(1) 事業の目的

(2) 新規就農者

## 2、助成対象者及び助成対象事業・助成金額等について

(1) 助成対象者

(2) 助成対象事業・助成金額等

## 3、申請手続き等について

(1) 受付期間

(2) 提出方法

(3) 提出先・お問合わせ先

(4) 提出書類について

## 4、助成対象者の義務について

## 5、その他

## 1、 事業の目的・新規就農者について

### (1) 事業の目的

担い手の不足による農業の衰退や地域の荒廃が懸念される本町において、次代の農業を担う新たな就農者の確保及び育成により、地域農業の振興を図るため、新たに独立経営を始める就農者の経済的支援をします。

### (2) 新規就農者

新規就農者とは、次のいずれかに該当する者とする。

#### ① 認定新規就農者

青年等就農計画の認定を受けた者

#### ② 雇用就農者

農業以外の他産業に従事していた者又は学生であった者で、自らの農業経営を開始するまでの間、町内の農業法人等に就職し、農業に従事する者。

#### ③ 就農研修生

農業以外の他産業に従事していた者又は学生であった者で、自らの農業経営を開始するまでの間、町内の農業法人等で農業の研修を受ける者。

## 2、 助成対象者及び助成対象事業・助成金額等について

### (1) 助成対象者

助成対象者とは、上記のいずれかに該当する者で、独立して営農を始める者で次のすべての要件を満たす者とする。

#### ① 本町に住所を有する者

#### ② 年間 150 日以上農業に従事する者

#### ③ 助成時に満 18 歳から満 65 歳の者

#### ④ 5 年以上町内で居住及び就農する意向がある者

#### ⑤ 認定（認定農業者及び認定新規就農者）を受けている者

#### ⑥ 町税等に滞納がない者

## (2) 助成対象事業・助成金額等

対象事業	助成金額等	交付期間
担い手経営安定化助成事業	月額 100,000 円	経営開始月から 24 月を 限度とする。
賃貸住宅家賃支援事業	上限額を 70,000 円とした家賃月額(更新手数料、 共益費及び管理費並びに駐車場使用料を除く。)	支給開始月から 24 月を 限度とする。

## 3、申請手続き等について

### (1) 受付期間

随 時 (土日祝日を除く平日の8時30分～17時00分まで)

### (2) 提出方法

申請書類一式(1部)を産業振興課農業振興係に提出又は郵送してください。

※申請書類受領後、申請内容について問い合わせを行うことも想定されるため、申請書類一式の写しをお手元に保管してください。

### (3) 提出先、お問合せ先

〔提出先〕

富岡町役場 産業振興課農業振興係

【郵送の場合】 〒979-1192 双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1

〔問い合わせ先〕

富岡町役場 産業振興課農業振興係

【電話番号】 0240-22-2111

#### (4) 提出書類

No	提出書類		注意事項等
1	助成金交付申請書（様式第1号）	必須	
2	暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）	必須	
3	住民票の写し	必須	
4	認定農業者通知書の写し	必須	
5	営農計画書の写し	必須	
6	助成対象とする賃貸住宅等の賃貸契約書の写し	必須	
7	助成金請求書（様式第4号）	必須	
8	助成金の振込先口座が確認できる書類 （申請者名義の預金通帳の写し等）	必須	
9	助成対象とする賃貸借住宅等の家賃支払い実績を確認できる書類 （領収書の写し等）	必須	
10	助成対象とする賃貸借等への居住を証明する書類 （住所、氏名が明記された公共料金の使用量等のお知らせの写し）	必須	
11	納税証明書	該当する場合	
12	その他町長が求めるもの	該当する場合	

#### 4、助成対象者の義務

助成対象者は交付決定後、以下の条件を遵守しなければなりません。

- ① 助成金に係る経理の収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、町の要求があったときは、いつでも閲覧できるようにしてください。
- ② 上記に示す他、当該助成金の交付要綱に従わなければなりません。

#### 5、その他

今回の申請にかかる助成対象経費は、交付決定日以降の助成事業に係る経費が対象となります。交付決定日以前に発生した経費は対象となりません。

□申請までの流れについて

プロセス	富岡町	就農者（申請者）		所要 日数
		既に認定を受けている方	今後認定を受けられる方	
事前相談	今後の就農計画等について、相談してみましょう！			
認定申請		既に認定を受けている方は不要です。 ↓ 【認定農業者または認定新規就農者】	【認定農業者】 農業経営改善計画認定申請書 【認定新規就農者】 青年等就農計画認定申請書 を作成し、町に提出して下さい。	10日 ～ 15日
認定審査	認定審査会を開催			
認定交付	認定証を交付		認定証を受理	
申請			①申請書類一式を準備 ②町産業振興課へ提出	20日 ～ 30日  <small>※申請書類の準備状況により変動します。</small>
決定	③申請書類を審査 ④交付決定通知書を発行			
請求		⑤交付決定通知書を受理 ⑥〔指定様式〕助成金請求書を提出		
交付	⑦助成金支払い（概算）			
実績報告	⑨成果確認 ※報告書類等により 成果確認を実施。		⑧実績（成果）の報告 ※年度ごとに実績の報告を3月中にお願いします。	
※ 取消返還	偽り等不正な手段により、交付決定を受けた場合は、交付決定又はその一部を取消、補助金の返還を求める場合がございます。			

- 〔事前相談〕 申請を検討された場合は、必ず事前の相談をお願いいたします。
- 〔認定申請〕 対象者となるための認定（認定農業者および認定新規就農者）を取得してください。
- 〔認定審査〕 認定にあたり、今後の「経営企画等」を町および関係機関が審査いたします。
- 〔認定交付〕 認定された場合には、町から認定証が発行されます。
- 〔申請〕 申請に必要な、申請書類一式を準備し、町産業振興課へ提出してください。
- 〔決定〕 申請書類等により審査を行い、交付決定書を通知いたします。
- 〔請求〕 助成金の請求書を提出して下さい。
- 〔交付〕 請求書の提出があり次第、助成金の支払いを行います。